

会費についての一考察

副会長 並木 政一

主な担当業務
財務、憲法、人権、司法修習、市民窓口、
公益活動等運営、法曹養成、弁護士任
官、裁判官選考検討、選挙、多摩支部連
絡協議会、運動会実行本部、職員労担



■ 会費は高い？

役員が言うことではないが、弁護士会の会費は高いと思う。日弁連会費を含め3万8200円（当会分1万8500円）は、世間の基準からは「年会費」である。会費について東弁のスケールメリットがみられない、と訴える若い会員の声を聞いたこともある。それでも、当会の会費は一番安いのだが。

■ いつから会費は高いのだろうか？

27年前の新会館建設臨時会費に遡る。8500円の臨時会費は、完成後も廃止されず、そのまま一般会費となった。その大部分は大規模修繕や維持管理等に備えるために会館特別会計に繰り入れられてきたが、繰入金金は数回にわたって減額され、現在は1人月額3500円である。一般会計だけで考えると、この間、実質的に差引5000円の会費値上げがあったことを意味する。

■ 予算は膨張している？

当会の予算規模は、1990年の7億5000万円から、臨時会費8500円の一般会費化があったとはいえ、現在の23億円まで拡大し続けている。

これら予算は、弁護士会の本来的な業務である会員の管理、指導、監督などのほか、各種人権活動や研修、法律相談などの事業と、会館の維持管理に使われている。予算規模の拡大が示すように、弁護士会の活動・事業は、飛躍的に

膨張しているのである。

支払稟議書に目を通すことは財務担当の私の役割であるが、日々、多種多様な支出があるものと実感させられている。無駄な支出がないよう心掛けてはいるものの、その必要性を一つ一つ見ていると、抗しがたい大きな園車が回っているように感じるのである。

■ 値下げは可能だろうか？

無責任なことを言うが、ズバリ可能だと思う。

会館特別会計への繰入額の減額と共済特別会計の廃止、事件受任手数料の増額、研修の有料化、各種手数料の有料化・値上げなどによって、少なくとも3000円は値下げできる。会員サービスの低下は覚悟しなければならないが、値下げと引き換えであればサービスを不要とする会員もいるのではないだろうか。

■ 最後に

現実的には、このようなドラスティックな提案に賛成する会員は多くはないだろう。そうである以上、役員から値下げを提起することはできない。値下げを希望するのなら、会員の皆さんが大きな声を上げて、当会の財政構造を変える力を発揮していただくほかないのである。

なお、本稿は、会財政に対する関心を持っていただくために、あえて過激な意見を述べたことをお断りしておきたい。